

法改正 情報

2026年度版 比較認識法®で覚える！ 社労士合格プレミアムテキスト 社会保険科目編

11876

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	第1分冊 P51	側注 アドバイス※4	下記の内容へ差し替えてください。	
			一時的な事情により収入が認定基準額を超える見込みとなった場合であっても、それが一時的な収入変動である旨の事業主の証明等により、引き続き被扶養者として認定される場合があります。	
	第1分冊 P61	(4) 条文 表中 ③2行目 ④2行目	又は管理者	又は管理者 ^{※4-1}
			下記の内容をプラスα ^{※4-1} として追加してください。	
			プラスα ^{※4-1} 保険医療機関の管理者は、保険医であり、かつ、一定の臨床研修等を修了した後、保険医療機関において保険医として3年以上診療に従事した経験を有する者でなければならない。また、保険医療機関の管理者は、適正な医療の効率的な提供を図るため、当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督するとともに、当該保険医療機関の管理及び運営につき必要な注意をしなければならない（法70条の2）。	
第1分冊 P92	側注 プラスα ^{※1} 1行目	令和6年9月30日	令和7年9月30日	
第1分冊 P165	(4) 解説 1行目	現在、 <u>1000分の15.9</u> です。	現在、 <u>1000分の16.2</u> です。	

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	第1分冊 P165	(5) 条文 下から 2～1行目	政令で定める率の範囲内	政令で定める率 <u>(1000分の2.5)</u> の範囲内 ^{※2-1}
		側注	下記の内容をプラス $\alpha^{\text{※2-1}}$ として追加してください。	
			プラス $\alpha^{\text{※2-1}}$ 令和8年度の子ども・子育て支援金率は、 1000分の2.3 (0.23%) である。	
国年	第1分冊 P365	側注 アドバイス ^{※3}	下記の内容へ差し替えてください。	
			令和8年度の年金額については、物価変動率(+3.2%)が名目手取り賃金変動率(+2.1%)を上回るため、新規裁定者に係る改定率及び既裁定者に係る基準年度以後改定率は、いずれも名目手取り賃金変動率を用いて改定されます。また、マクロ経済スライドによる調整(国民年金(基礎年金)は-0.2%)が行われるため、令和8年度の国民年金(基礎年金)の年金額の改定率は +1.9% となります。	
	第1分冊 P366	側注 プラス $\alpha^{\text{※1}}$	令和7年度の改定率は、昭和31年4月1日以前に生まれた者は 1.062 、昭和31年4月2日以後に生まれた者は 1.065 となる。	令和8年度の改定率は、昭和31年4月1日以前に生まれた者は 1.085 、昭和31年4月2日以後に生まれた者は 1.082 となる。
	第1分冊 P366	側注 プラス $\alpha^{\text{※2}}$	令和7年度の子の加算額に係る改定率は、受給権者の生年月日にかかわらず「 1.065 」となる。	令和8年度の子の加算額に係る改定率は、受給権者の生年月日にかかわらず「 1.085 」となる。
	第1分冊 P368	側注 語句 ^{※1} 下から 2～1行目	(令和7年度は <u>0.996</u>)	(令和8年度は <u>0.998</u>)
側注 語句 ^{※2} 最終行		令和7年度	令和8年度	

科目	P	行等	改正前	改正後
厚年	第2分冊 P75	側注 アドバイス※3	下記の内容へ差し替えてください。	
			令和8年度の調整率が 0.998 なので、経過の軽減調整率=調整率+ [(1-調整率)×2/3]= 0.999 となります。したがって、令和8 年度の厚生年金保険の再評価率は、名目手取り賃金変動率(1.021)× 経過の軽減調整率(0.999)= +2.0% となります。	
	第2分冊 P86	③タイトル	③支給停止調整額	③支給停止調整額※1
		側注	下記の内容をアドレス※1として追加してください。 支給停止調整額は、法46条3項では62万円とされていますが、年度 ごとに改定されます。令和8年度の支給停止調整額は 65万円 (低在老 も同じ。) となります。	
	第2分冊 P87	4行目、5行目、 8行目、黒板内 (4箇所)	<u>62</u> 万円	<u>65</u> 万円
	第2分冊 P88	最終行		
	第2分冊 P89	2行目	<u>4</u> 万円	<u>2.5</u> 万円
		3行目 6行目		
		6行目、7行目、 側注 アドバイス※1 5行目	<u>16</u> 万円	<u>17.5</u> 万円
		側注 アドバイス※1 5～6行目	<u>192</u> 万円	<u>210</u> 万円

科目	P	行等	改正前	改正後
厚年	第2分冊 P163	(1) 条文 9行目	<u>2</u> 年	<u>5</u> 年
	第2分冊 P164	② 解説文 2行目		
	第2分冊 P165	(3) 条文 5行目		
	第2分冊 P171	表中 ②の列		
	第2分冊 P174	表中 分割できない場合の列		
社一	第2分冊 P357	側注 プラスα ^{※2}	プラスα ^{※2} へ下記の内容を追加してください。	
			令和7年12月に、オーストリアとの間に社会保障協定が発効された。	

以 上

**法改正
情報**
**2026 年度版 比較認識法®で覚える！
社労士合格プレミアムテキスト 社会保険科目編**

11876

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	第1分冊 10	② 条文 下から 2行目	相当する額に達するまでは、	相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまでは、
	第1分冊 16	④ 条文 下から 3行目	相当する額とを合算	相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算
	第1分冊 50	側注 プラスα※2 文末に追加	なお、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が基準額（130万円・150万円・180万円）未満で被扶養者の認定要件に該当し、かつ、他の収入が見込まれないときは、労働契約の内容（賃金から見込まれる年間収入で時間外労働に対する賃金等は含まない。）によって被扶養者の認定を行う。	

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	第1分冊 60	(3) 条文 4行目	2 厚生労働大臣は、	2 厚生労働大臣 ^{※3-1} は、
		側注 プラスα ^{※3-1} を新規追加	<p>プラスα^{※4}</p> <p>厚生労働大臣は、診療所の開設者又は管理者が医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった場合、同法の規定による都道府県知事の勧告を受けた場合又は当該勧告を受け、これに従わなかった場合には、保険医療機関の指定を行うに当たり、3年以内の期限を付することができる。この場合には、3及び4の規定は適用されない（法68条の2）。</p>	
	第1分冊 65	(7) 条文 2行目	当該開設者である	当該開設者 <u>（医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった者を除く。）</u> である

以 上